

日本学術会議の任命拒否に関する声明

全国保育問題研究協議会常任委員会

先般の報道にもある通り、日本学術会議が推薦する会員 6 名を菅首相が任命しなかった問題は、学問の自由を侵害するとともに、日本の民主主義の根幹を揺るがす暴挙と言えます。戦前に研究する自由を奪われ、戦後、「平和と民主主義」の旗を掲げて活動してきた研究会として、今回のような不当な政治介入を認めるわけにはいきません。

全国保育問題研究協議会は、次の点を問題の核心であると捉えます。

1. 学問研究は「科学的」「客観的」な視点から真実を見極め、人々の幸福に役立つために行われるものであり、ときの政府による「恣意的」「主観的」な視点や圧力に影響を受けるものであってはなりません。戦前の国家による学問研究に対するこうした統制の反省を踏まえ、政府から独立した機関として設立されたのが日本学術会議です。独立機関による推薦を任命拒否するに至った今回の一連の問題は、政府の恣意的・主観的な職権乱用であると考えます。
2. 1983 年の「日本学術会議関係想定問答」では、日本学術会議の「予算や事務局職員の人事」を除き、内閣総理大臣は日本学術会議の職務への指揮監督権を持たないことが明記されています。それがなぜか、2018 年の内閣府見解では「人事を通じて一定の監督権を行使できる」となっています。この解釈のゆがみは何なのでしょう。政府による、自分たちにとって好都合になるような解釈の捻じ曲げは、決して許されるものではありません。

今回の政治介入や秘密裏に行われた解釈変更は、平和と民主主義を掲げ、日々保育問題に向きあっている私たちにも無縁な事柄ではなく、今回の横暴な行為を断じて許すことは出来ません。

以上の点から、私たちは今回の菅首相による日本学術会議の任命拒否問題に強く抗議し、任命を拒否された推薦候補者 6 名の任命と、任命拒否の理由説明及び任命拒否に至るまでのプロセスの反省的検証を求めます。

2020 年 11 月 16 日